

様式第1号の6(第2条第1項第5号)

立 面 図

縮尺 1 /



(注) 立面図の新設配管はすべて実線とし、指定のない立面記号は平面記号と同じとする。特殊器具については、立面図に商品名を記入する。※貼付けはしないこと(カラーコピー等を利用すること)。